

記事提供：日本年金機構 年金事務所

全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会

水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F

TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

4

健康保険・船員保険の標準報酬月額の上限及び累計賞与額の上限変更について

2016 April
NO.453

- 学生納付特例制度をご存じですか
- 健康診断のご案内
- 平成28年度の年金額改定について
- 職場の健康づくりを応援します。



「亀城公園の桜」(撮影・土浦市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

平成28年4月から

健康保険・船員保険の標準報酬月額および 累計標準賞与額の上限が変更になります

平成28年4月1日から、健康保険および船員保険の標準報酬月額の最高等級が変更になりました。これまでの第47級（121万円）に、第48級（127万円）、第49級（133万円）、第50級（139万円）の3等級が追加されました。

また、年度の累計の標準賞与額も540万円から573万円に引き上げられました。

この上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者がいる事業主様に対して、各年金事務所から4月中旬以降に改定通知書が送付されます。お手元に改定通知書が届きましたら、内容を確認いただき、不明な点は各年金事務所厚生年金適用調査課あて照会してください。

なお、事業主様からの標準報酬月額の改定にかかる届出は不要です。

健康保険・船員保険標準報酬月額

改定前		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上



改定後		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

健康保険・船員保険累計標準賞与額

改定前
年度累計標準賞与額の上限
5,400,000円

改定後
年度累計標準賞与額の上限
5,730,000円

「学生納付特例制度」を ご存じですか？



20歳以上の学生を扶養されている皆さん
国民年金保険料の「学生納付特例制度」をご存じですか？

学生納付特例制度は、所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることが出来なくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることが出来なくなることなどを防止するため、学生ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（*）に在籍する学生で、学生ご本人の前年所得が基準以下の方

（*）「各種学校」→学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

所得の基準

118万円＋扶養親族等の数×38万円

で計算した額以下の所得である場合

申請手続き

住所地の市町村役場国民年金担当窓口

なお、平成27年度に学生納付特例制度の適用を受けた学生の方で、平成28年度の申請用ハガキが送付された方については、申請用ハガキに必要事項を記入の上、返信して下さい。

学生納付特例期間に係る年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」、「未納」は、このように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金	（受給資格期間）	● 算入されます	● 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間	● 算入されます	● 算入されます	× 算入されません
	年金額に反映	● 反映されます	× 反映されません	× 反映されません

- 障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するためには、保険料の納付要件のほかに、一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の国民年金保険料については、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。（保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。）

就職したら、
学生時代の
国民年金保険料
を追納することを
お勧めします。

平成26年4月より、免除・納付猶予および学生納付特例が、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください◆

のご案内

特定健康診査(被扶養者さまの健診)について

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)の方が対象の健診です

❖ 特定健診とは？

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)さまが対象の健康診断で、基本的な項目に加え、医師が必要と判断した場合には詳細な項目も補助の対象となります。

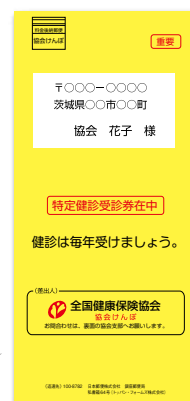
受診の際には、保険証・**特定健診受診券**・健診費用(自己負担額)が必要です。



『特定健診受診券』は4月にご自宅へお送りします

被扶養者(ご家族)さまが特定健康診査を受診する際に必要な『特定健診受診券』は、毎年4月に被保険者(ご本人)さまのご住所宛てにお送りしています。

なお、転居等に伴う住所不明などの理由によりお送りできなかった方の受診券は、事業主さま宛てにお送りします。お手数ですが、被保険者さまを通じ、被扶養者さまにお届けいただくようご協力をお願いいたします。



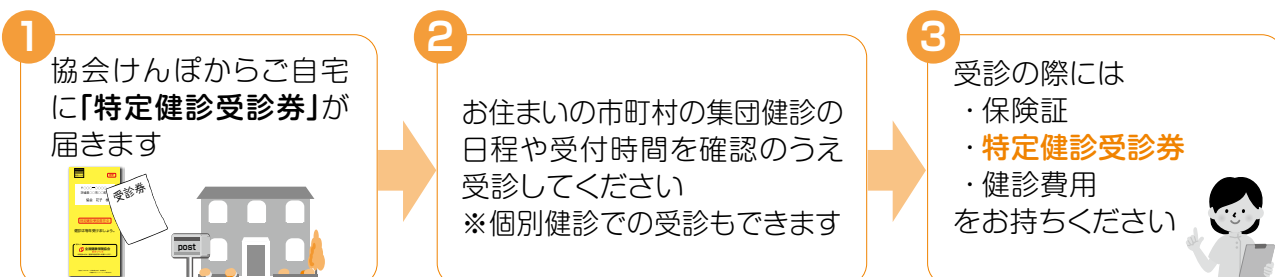
黄色の封筒 を必ず開封し、ご確認ください！

❖ 受診場所と自己負担額

個別健診	協会けんぽの契約医療機関で受診する場合の自己負担額は 1,862円 です。
集団健診	市町村が実施する集団健診の会場(保健センターや公民館など)で受診する場合の自己負担額は 500円 です。

お住まいの市町村では、がん検診も受けられます！
がん検診についての詳細は各市町村の広報をご覧くださいか、お住まいの市町村へお問い合わせください。

❖ 受診までの流れ



詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください！

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

健康診断

生活習慣病予防健診(被保険者さまの健診)について

35歳～74歳の被保険者(ご本人)の方が対象の健診です。

協会けんぽの
生活習慣病予防健診って

どういう健診?

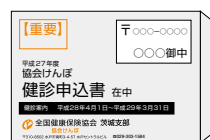


- ◆ **がん検診の内容も含まれます!** (肺がん・胃がん・大腸がん等)
病気の早期発見やその後の治療に大変有効です。
- ◆ **とってもおトク!**
健診費用の約6割を協会けんぽが負担するので、**18,500円相当の健診を約7,000円の自己負担**で受けることができます。
- ◆ **定期健康診断の内容をすべて含みます!**
事業者に義務付けられた「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目をすべて含んでいます。

受診までの流れ



詳しくは4月に事業所さまに届く
健診の案内をご覧ください!



生活習慣病予防健診 Q & A



Q

通院中なので、健診を受診する必要はないのでは?

A

いいえ。定期的に通院されている場合でも、健診によって**新たな病気を早期発見**できる場合もあります。かかりつけの医師とご相談の上、ぜひ健診を受診してください。



Q

会社の定期健診を受けていれば十分では?

A

いいえ。生活習慣病予防健診は「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目を全て含むだけでなく、**がん検診(胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)**の内容など、定期健診には含まれない項目まで検査ができるので安心です。ぜひ受診してください。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1584 (保健グループ)

平成28年度の年金額改定についてのお知らせ

平成28年度の年金額は、物価・賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据え置きとなります。

ただし、④被用者年金一元化法により端数処理が変更になったため、年額で50円以下（月額4円以下）の増減が生じる場合があります。

④年金額（年額）の端数処理がそれまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められました。

平成28年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	平成27年度（月額）	平成28年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金（満額）：1人分）	65,008円	65,008円
厚生年金※ ¹ （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	221,507円	221,504円※ ²

※1 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

※2 上記表の厚生年金（報酬比例部分）の場合の端数処理

平成27年度の厚生年金（報酬比例部分）の年金額は、100円未満四捨五入のため、1,097,866円（年額）⇒1,097,900円（年額）でした。平成28年度については、1円未満四捨五入のため、1,097,866円（年額）となり、月額では3円変わります。

詳しくは「ねんきんダイヤル 0570-05-1165（ナビダイヤル）」か
お近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

職場の健康づくりを応援します

一般財団法人 茨城県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、次の事業を行っております。「健康で明るい人づくり・職場づくり」のために事業所内での職場研修や新入社員研修に是非ご利用ください。

体力づくり 講習会

健康運動指導士を派遣し、
健康体操等の講話や
実技指導を行います。

健康づくり 講習会

管理栄養士等を派遣し、
ご希望に応じたテーマで
講習会を行います。

テーマ

- 病気の予防
- 生活習慣病等

費用は 無料

（一財）茨城県社会保険協会
が負担します。

申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて（一財）茨城県社会保険協会へ申し込みください。
なお、講師の都合等がありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。
申込用紙は、茨城県社会保険協会ホームページ事業案内（健康づくり）に掲載しております。

お問い合わせ お申し込み

一般財団法人 茨城県社会保険協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
TEL／029-226-8005 FAX／029-231-2522